

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第158号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年11月2日 05時45分ごろ	
発生場所	福岡県北九州市門司区部崎南東沖 部崎灯台から真方位136° 2.6海里付近（概位 北緯33° 55.6′ 東経131° 03.5′）	
事故等調査の経過	平成21年11月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	<p>A 貨物船 <sup>えびす</sup> 蛭子丸、198トン 132529、希海運有限公司（船舶所有者）、徳山運輸株式会社（運航者）</p> <p>B 引き船 <sup>いたける</sup> 五十猛、177.89トン 122472、株式会社近藤海事（船舶所有者兼運航者）</p> <p>C 台船 <sup>あしゅら</sup> 阿修羅、1,831トン なし、株式会社近藤海事</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、五級海技士（航海）</p> <p>B 船長、四級海技士（航海） 一等航海士、四級海技士（航海）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 右舷船尾部に凹損</p> <p>B 右舷船首部の防舷材用タイヤを破損</p>	
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、船首を北西に向けて錨泊中、B船は、船長B及び一等航海士Bほか1人が乗り組み、C船を引いて、約7ノット（kn）の対地速力で自動操舵により南東進中、一等航海士Bが居眠りに陥り、平成21年11月2日05時45分ごろ、A船の右舷船尾部とB船の右舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、潮流 約1knの東流</p>	
その他の事項	<p>A船は、潮待ちの目的で、船首側に停泊灯1個及び作業灯1個、船尾側に停泊灯1個、作業灯7個及び投光器2個を点灯し、船橋を無人として錨泊していた。</p> <p>B船は、居眠り防止装置を使用していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、部崎南東沖で停泊灯等を点灯して錨泊していたものと考えられる。</p> <p>B船は、部崎南東沖を南東進中、一等航海士Bが、いすに座った状態で居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>

原因	本事故は、夜間、部埼南東沖において、A船が錨泊中、B船が南東進中、船橋当直中の一等航海士Bが居眠りに陥ったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
備考	船舶所有者Bは、居眠り防止装置の鳴動間隔を10分から5分に変更した。